

会計担当者説明会

2023/04/08

予算・仮払いについて

この予算額に合わせて、委員長・部会長に仮払い申請をし、事業を行なっていただき、終了後報告精算をお願いする形となっております。

昨年度事業に実施していただき、報告いただく際気をつけていただきたいところを中心に会計説明会を行わせていただきたいと思います。

① 旅費・日当 と 謝金の区別について

旅費・日当は県協会旅費規程に則ってお支払いください。

高体連・中体連主催の大会等につきましてはそちらを優先してください。

スポーツ振興課への報告につきましては、強化・育成担当説明会で詳しく説明します。

県協会旅費規程では100円未満切り上げです。

日当は、1,000円 で計上してください。日当と謝金は一緒に支払うことはできません。

(例外 謝金を払った方にお弁当代としてその金額を日当の欄に記入は可能)

この場合このことがわかるように記入してください。

審判につきましては、2019年審判謝金を1,000円値上げしましたので、審判につきましては、謝金と日当が同列に記入することはないようにお願いします。

また、審判をしていただきました方への支払いは**謝金**になります。日当ではありません。

旅費・日当には源泉徴収はかかりません。

謝金につきましては、謝金から源泉を引いて支払っていただいていた場合があったと思われま

このことについて管轄の税務署への確認をいたしました。

9,000円未満の謝金には、源泉をかけないこととします。

県協会の事業報告様式は、日本協会へ報告する様式を使わせていただいております。

まずは、D-fund について説明させていただきます。

本年度においては、D-fund の仕組みが変わり、2019年度の金額を上限として申請することになりました。各事業においてD-fundの対象となる額が大幅にアップされ多くの事業を積み上げることなく上限の金額になりました。

本年度は 15,000,000円(fundA 6,000,000円 fundB 7,500,000円)

では具体的に、報告書作成について説明します。

報告書作成について 及び旅費領収書の書き方の説明をします。

次に D-fund 事業については、対象になるか、ならないかを区別していただけると助かります。ファンド A 交付金対象経費基準 参照してください。

こちらで最終的にチェックしていきますが、一番大変なのは審判謝金についてです。

本県は、ライセンスによって謝金額が違っております。

D の審判謝金の上限は 3,000 円なので、4,000 円もらう A 級の人は

3,000 円 対象 1,000 円対象外 となります。

また、B の人が 2 試合吹くと 3,000 円+1,000 円 4,000 円ですが、2 試合吹いていることが分かれば、4,000 円が対象経費となります。

別紙にも書いておりますが、仮払い請求の際に必ず大会要項 事業開催要項を提出してください。これが無いと本来仮払いできません。

次に県スポ振からいただいている補助金について説明します。

今年度は、強化・育成事業については、日本協会 (D-fund) に報告せず、スポーツ振興課への報告とします。

担当の皆様には、本当に面倒をかけますが、よろしくお願いします。

昨年度まで、強化・育成事業につきまして各カテゴリーから予算請求していただき

事業を行なっていただきました。その報告も各カテゴリーよりいただいております。

昨年度の強化・育成委員会において、アンダーカテゴリーの強化・育成事業については

ユース育成委員会の事業に移管させていただきたいと思っております。

実際に事業を行なっていただく方々は変わらないと思っておりますが、**事業管理・予算管理等**につきまして一元化を図りたいと思っております。

この項につきましては、詳細を強化・育成部における会計説明会の時に詳しく行う予定です。

補助金の原資が税金ということもあり、説明のつかない支出については対象外ということになります。

具体的に示しますと

県協会の旅費規程がそのまま適用できない場合があります。

様式は、県協会で使っているもので構いませんが、必要な情報をきちっと記入してください。
また、ここが大きく違うところですが、原則印鑑で受領ということになっております。
印鑑のない時には、フルネームサインで対応できます。

起点と終点と同じ場所 市内交通費 として 1,000 円支払うことができるようになって
おりますが、これできません。

市内であっても 起点バス停 終点バス停が記載されれば 支出できます。

限られた予算の中で、工夫をされて本来旅費が 1,700 円かかるところを 1,500 円の支給にし
た場合には、その 1,500 円は補助対象経費になります。

逆に 本来 1,700 円かかるところ 2,000 円支払ってしまった場合には、その 1700 円は見て
くれるが、300 円は補助対象外になってしまうこととなります。

また、予算項目の流用は行わないでください。

また、今年度はこの項目で支出が少なかったので、備品を購入したいとかは、できません。

スポーツ振興課報告につきましては、支出できる項目が限定されております。

ご注意ください。